

特記仕様書

項目	特記事項
<p data-bbox="181 440 607 499">「週休2日工事」の実施について</p> <div data-bbox="96 533 376 678" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;">発注者指定型</div>	<p data-bbox="651 416 2074 523">本工事は、笠岡市週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の「発注者指定型」対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「笠岡市週休2日工事実施要領」によるものとする。</p> <p data-bbox="651 579 775 603">1 定義</p> <p data-bbox="651 619 2074 687">(1) 週休2日工事における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。</p> <p data-bbox="651 699 2074 805">(2) 「対象期間」とは、現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。</p> <p data-bbox="651 817 2074 885">(3) 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。</p> <p data-bbox="651 896 2074 1003">(4) 「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。</p> <p data-bbox="651 1015 2074 1171">(5) 「月単位の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事のうち、対象期間が4週間（28日）以上であり、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後1週間以内（祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。</p> <p data-bbox="651 1182 2074 1339">(6) 「完全週休2日（土日）の達成」とは、対象期間の全ての週において、休日を土・日曜日に指定し、1週間に2日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。</p> <p data-bbox="651 1390 842 1414">2 実施方法</p>

項 目	特 記 事 項
	<p>(1) 受注者は、契約後、工事着手前に工事打合簿に休日を明示した休日等取得計画表（以下「計画表」という。）を添付し監督員の承認を受けるものとする。ただし、工事着手前に、対象期間全体の計画表を作成できない場合は、少なくとも工事に着手する月の計画表を作成の上監督員の承認を受け、それ以降の各月の計画表については、遅くともその月の月初めまでに監督員の承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする（事後報告でも可とする。）。</p> <p>(3) 受注者は、週休2日工事である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。</p> <p>3 実施報告</p> <p>(1) 受注者は、毎月初めに計画表に前月の休日の取得実績を記入したものを、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前項の計画表の提出と併せて休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等当該現場を完全閉所したことを確認できるものに限る。）を提示し、監督員の承認を受けなければならない。</p> <p>4 経費の補正</p> <p>月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出しており、完全週休2日を達成した場合は、清算時に補正係数を完全週休2日を達成した場合の補正係数に変更し、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更する。</p> <p>5 アンケート調査</p> <p>受注者は、発注者が依頼した場合にはアンケート調査に協力しなければならない。</p> <p>6 履行証明書</p> <p>月単位の週休2日工事を達成し、しゅん功検査に合格した受注者に対しては、受注者から請求があった場合、週休2日工事履行証明書を発行する。</p> <p>7 その他</p>

項 目	特 記 事 項
	<p>「笠岡市週休2日工事实施要領」，休日等取得計画表などの参考資料については，笠岡市財政課ホームページを参照するものとする。</p> <p>https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/13/57150.html</p>
「週休2日工事」の実施について	本工事は，笠岡市週休2日工事の対象外である。

対象外